

不適正利用対策に関するワーキンググループ（第5回）

令和6年6月6日

【小澤利用環境課課長補佐】「不適正利用対策に関するワーキンググループ」第5回会合を開催いたします。

ウェブ会議開催上の注意事項の案内をさせていただきます。本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

また、構成員の方におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただいて、映像もオフにさせていただくようお願いいたします。御発言を希望される際は挙手をしていただいて座長からの指名をいただく方式を進めたいと思います。発言の際はマイクをオンにして、映像もできればオンにさせていただいて、御発言をお願いいたします。発言が終わりましたらいずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

本日、仲上先生が本日御欠席となっております。資料につきましては、議事次第のほか、資料5-1の事務局資料を準備しております。

事務局からの注意事項は以上になります。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。これ以降の議事進行は大谷主査をお願いしたいと思います。

【大谷主査】早速議事に入りたいと思います。まず事務局から御発表いただきまして、その後、質疑応答や意見交換に入らせていただければと思っております。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

【小澤利用環境課課長補佐】第3回・第4回のワーキンググループでのヒアリング、議論を踏まえまして、携帯電話の不正利用防止法に基づく本人確認の見直しの論点の整理、意見交換をさせていただきたいと思います。

3回目・4回目のワーキンググループにおきまして、構成員、発表いただいた事業者の方々からいただいた御意見につきまして、事務局でまとめをさせていただきます。

まず1つ目、非常に主要な論点で、自然人の本人確認方法の見直しについてです。第3

回ワーキンググループでも事務局から御説明させていただきましたように、本人確認書類の偽変造が大きな問題になっている現状を踏まえまして、特に非対面の場合、本人確認書類の券面の画像を確認する方法、また、その写しを確認する方法については、廃止するという方向性について、多くの構成員から同意の意見をいただいたと思っております。

また、その代替手段で、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化していくことについても、同意の意見が多数寄せられたと思っております。

この議論の中で、特に第4回のワーキンググループでは、対面の場合にもICチップを確認する方法や電子証明書を確認する方法など、デジタル技術を活用した確認方法を導入すべきではないかという御意見もございまして、有識者の先生だけでなく、各民間事業者の方々からも同様の御意見をいただいたと思いますので、こちらについても今回議論をさせていただければと思っております。

続きまして、利用者に対して、なぜ、公的個人認証サービスなどのデジタル技術を活用した本人確認をするのか、特にその意義や重要性を、しっかり説明して、御理解いただいた上で普及を進めるべきではないかという御意見をいただきました。

また、デジタル技術を活用した確認方法に当たっては、事業者側の準備コスト、準備期間も必要だということもあり、一定の支援があるとありがたいという御意見もいただきました。

また、第4回では、DIPC様から、公的個人認証を利用する事業者・サービスが増えれば、コストが低廉化していくのではないかといた御意見もございました。

日本通信様は、公的個人認証をいち早く導入いただいており、デジタル技術を活用する本人確認において犯罪への悪用率がかなり下がって、事業者側のメリットや不適正利用対策にもつながるとい御発表もございました。

法人の本人確認方法について、楽天モバイル様の発表の中にありました、登記情報提供サービスの登記情報を用いた方法については、犯罪収益移転防止法の本人確認方法で認められている方法であり、携帯電話不正利用防止法でも導入を検討すべきではないかという御意見もございました。

法人の代表者等契約担当者の本人確認におきまして、電子証明書を活用する方法についても、日本通信様から御要望がございました。

他の事業者への依拠について、楽天モバイル様から犯罪収益移転防止法で認められる金融機関への依拠の仕組みを携帯電話不正利用防止法にも導入してはどうかという御意見が

ございました。この御議論の中で、他事業者への依拠の導入に当たっては、信頼性を確保するために身元確認レベルを合わせるべきではないか、レベルが合っていないとレベルが低いところに流れてしまうということで、不正利用のリスクがあるという御意見がございました。

依拠される側の金融機関側のメリットがあるのか、これまで金融機関同士、犯罪収益移転防止法の特定事業者同士の依拠ということで運用されてきているわけですが、これを拡大することにはなりませんので、責任の在り方にしっかり留意する必要があるという御意見をいただきました。

他事業者への依拠の仕組みを導入する際には、より確実な本人確認方法を用いて確認したという実績に基づいて依拠を行うべき、要するに、どういった方法で確認したかというレベルを合わせる、一定の条件をつけるべきではないかという御意見がございました。

第4回のDIPC様からの御発表にもありましたけれども、公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者に対し、適切な本人認証を行った上で依拠するのであれば、負担も少なくして利便性の高い本人確認方法が実現できるのではないかという御提案がございました。これも身元確認レベルを合わせるという有用な御意見と思っております。

携帯電話事業者間の依拠については、業界全体として、今まさにこの本人確認レベルを上げていこうという中で、本人確認が適切な方法で行われることが前提となりますので、これをまず踏まえて検討すべきという、実施の時期についての御意見もありました。

また、携帯電話不正利用防止法と犯罪収益移転防止法の確認方法の整合性を図りながら検討すべきではないか、まさに認証等の本人確認をする事業者側で、法律によって異なるコストがかかるリスクがあるということで、御意見をいただきました。

その他の論点として、携帯電話が社会のハブとなっていて、携帯電話自体がもう運転免許証と同じような、1人に1つひもづくような存在となってきましたので、信頼性を確保する必要があります。この後補足説明しますが、まさにマイナンバーカードの機能の一部がスマートフォンに搭載されるようなことも、今、制度改正の準備がされていますので、そういったところを踏まえて検討していく必要があると思っております。

本人確認書類の写しや画像データの保存は今まで確認記録と一緒に保存することが定められてはいますが、この画像を確認する方法をやめていくという流れの中で、プライバシーの観点ももちろんありますが、こういう画像データが漏えいしたときに、これを使ってさらに不正契約されたり不適正利用されてしまうリスクがあるということで、こういった

ところの保存の在り方について見直し、検討が必要ではないかという御意見がございました。

警察からの求めによる契約者確認という仕組みが携帯電話不正利用防止法にございます。第3回で警察庁からも御紹介いただきましたが、確認方法について常に検証していく必要があるという御意見もございました。

本人確認義務の対象範囲については、これまでも050アプリ電話を追加したり検討はしてきたところですが、さらに検討していくべきという御意見がございました。

携帯電話の本人確認を見直していく流れの中で、eコマースやSNSのアカウント登録の際に行う本人確認についても公的個人認証などのデジタル技術を活用する方法、横展開ですが、また、それらが低コストで使えて普及するといった御意見がございました。

また、デジタル技術の活用が難しい利用者への対応、いわゆるデジタルデバインドへの対応や、災害時、通信障害時など非常時への対応として、アナログ対応で準備するというのではなくて、できるだけデジタル化した方法に対応してもらえるようにサポートが必要ではないか、環境整備が必要ではないかという御意見がございました。

これらの意見を踏まえまして、事務局で、携帯電話不正利用防止法施行規則の条文ごとに関連のある論点をまとめさせていただいております。本日の意見交換の参考としていただければと思っております。

1つ目、用語については、電子署名、電子証明書の定義が犯罪収益移転防止法の書き方と若干異なるということで、入れております。

2つ目、自然人の本人確認方法、第3条です。これが今回の焦点になると思っております。まず非対面の本人確認について、写しの送付の方式とeKYCの厚みの方式は廃止していくことは事務局から御説明したところです。また、非対面の方法の中で、特定事項伝達型本人限定受取郵便という、郵便局員などが玄関口で顧客の本人確認書類を確認して、その情報を事業者にお伝えする方法、これも対面と同様の見直しを検討するべきではないかということで入れております。

対面で本人確認書類の提示を行う方法について、電子的な確認方法を導入すべきではないかという御意見が前回あったと認識しております。具体的に電子的な方法を列挙しました。

ICチップを読み取る方法も、どのレベルまで読むのかということで何段階かあるかと思っており、例えば真贋判定機が市販されているような機械でICチップを確認して、ちゃんとチップがあることを確認しているレベルもあれば、その中身までちゃんと読めるような

レベルもあります。リーダーを使って券面事項表示ソフトウェアで、マイナンバーカードですとJ-LIS様から無償で提供されているソフトウェアで、PC上で券面の情報を読み取ることができる仕組みがあり、読み取った本人特定事項を券面の本人特定事項と突合する方法があるので、これが基本的な方法と思いながら、ICチップを読み取る時のレベルについてもしっかりと留意しておく必要があると思います。

また、電子証明書を確認する方法については、対面でも考えられますので、入れております。現行もできますが、対面でも活用が考えられます。

また、スマートフォンに格納された本人確認情報について、カード代替電磁的記録は、先日成立されましたマイナンバー法の改正によって可能となるので、1年以内をめどに施行と認識していますが、こういった仕組みも活用できるのではないかと期待しております。

続いて非電磁的な方法です。対面で電子的な方法を検討していくに当たって、非電子的な方法を代替手段としてどこまで残すべきか、検討していく課題とっております。第3回で、原本の送付及び転送不要郵便で確認する方式が存置されることを御説明しましたが、そこのバランスも見ながら検討していく必要があるとっております。

続きまして法人につきまして、犯収法にある登記情報提供サービスとの連携による確認方法について論点が一つございます。法人の確認方法については、その他電子的な確認方法も検討されておまして、例としてgBizIDが出ましたが、これは行政手続における法人確認のために政府が作ったIDで、こういったものがたとえば民間で使えるのかということも検討課題と思い、入れております。

その他の確認方法として、既契約者と契約を締結する際の確認方法で、携帯電話不正利用防止法施行規則の第3条3項及び4項で、既に契約を締結している方との契約という規定があり、簡易な本人確認方法が認められております。ほかのデジタル的方法とリスクを比較した上で、しっかり本人認証レベルが確保できているかを確認する必要があります。また、犯収法では継続的顧客管理の観点で、住所変更など本人特定事項の変更があった場合に確認記録に反映できるようになってますが、携帯電話不正利用防止法では住所変更してもできないため、論点に入れております。

また、代表者等の本人確認について、法人契約の契約担当者の確認については自然人とほぼ同様の方法が規定されており、電子証明書を確認する方法が今導入されていないことがあり、これも論点に入れております。また、既契約者との契約を締結する際の課題なども同様に考えるべきとっております。

続きまして、他の事業者への依拠の在り方として、引き落とし先の銀行への依拠、決済手段としてのクレジットカード業者への依拠、また他の携帯事業者との依拠、MNPの際の転出元への連携といった御意見がございましたが、ここについては先ほど意見がありました身元確認レベルをどう合わせていくか、当人認証はしっかりできるのかといったところが論点になるかと思えます。

身元確認レベルを合わせるという観点で、公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者、PF事業者・SP事業者に対する依拠も考えられるのではないかと、この際、もちろん当人認証もしっかりやるべきだという話がありましたので、IDやパスワードといった本人しか知り得ない事項の申告だけで足りるのか、それ以上に2段階認証などが必要なのかという御意見があったと認識しております。

さらに、省令第5条の自然人の本人確認書類として、非電子的な方法をどこまで考えていくのか、これを見直していく必要があるかどうかという論点がございます。

また8条、10条に関する規定で、住所変更、保存の在り方も見直す必要があるかと思っております。

譲渡時の本人確認方法、警察からの求めに基づく契約者確認、レンタル携帯電話の本人確認方法も、電子的な方法と併せて検討する必要があるかも論点に挙がっています。

ここから参考資料で、自然人の本人確認方法の現在の規定を入れております。本人確認書類について列挙がされており、今のところこの中ですと5種類のものにICチップが載っているものになっております。

また、先日成立されまして、施行に向けて準備をされている、マイナンバー法の改正によりまして、マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載ができるようになるということで、この細かな仕様とかはこれから検討されていくものだと認識しておりますので、この場でこういった技術的な省令改正ができるかは分かりませんが、普及していくと、対面でもデジタルな方法で確認することが広がるのではないかと期待して、御紹介させていただきました。

【大谷主査】 御説明ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして御質問やコメントをいただきたいと思っております。辻構成員、よろしく願いいたします。

【辻構成員】 今日御説明いただきました内容は非常に重要かと思っております。皆様御存じのとおり、アップルと政府が合意したというところは報道がありましたけれども、

詳細に関しましては、アップルさんは非常に厳しいNDA、秘密保持契約書を結ぶ必要がございます。個人単位での情報管理になりますので、詳細に関しては私は存じ上げておりませんが、スマートフォンにマイナンバーの機能を搭載する検討会には参加させていただいておりました。

日本ではアップルのシェアが5割を超え、6割近い時期もあったんですけれども、その状況においてスマートフォンにマイナンバーを載せるに当たって、アップル対応がやっぱり必須であると。それがいつになるのかということはずっと話題になってきたんですけれども、それが実現されたということで、JPKIをスマートフォンで利用できることが前提になったことが一つ大きなポイントかと思っております。

そういう意味で、先ほど事務局よりありましたJPKIの活用を考えるのは一つやはり重要で、もう一つ、事務局からありましたマイナンバー法改正、スマートフォンに格納された本人確認情報ということですが、マイナンバーに搭載されている機能は3つございまして、一つは公的個人認証、JPKI、そのほかに券面事項APと住基カードという形が載っています。以前私が関わらせていただいたのはJPKIをスマートフォンに載せるということだったんですけれども、それ以外の機能も法改正によって載せることになる。その検討会で考えるべきことはそこも含めて、ある程度見通しておくべきかなと思っております。

これに関してはmDL (mobile driver's license) という仕組みがございまして、運転免許証をスマートフォンに載せる国際規格があり、この国際規格にのっとる形で米国が先行して運転免許証を実装しております。このmobile driver's licenseは本人確認をする、要するに券面事項を保証するような仕組みではございますが、その仕組みをベースにmdocという拡張がなされて、免許証以外もスマートフォンで実装できる。もっと言えばパスポートだったり、免許証だったり、そのほかの機能だったり実装されるということで、世界中で標準化が進んでおりまして、ISO 23220において本人確認をどのようにしましょうかという標準化がなされています。

デジタル庁が発表されたスマートフォンに格納された本人確認情報については、こういった規格にのっとる形で行われることになりますので、当然今回のアップル対応も含めて、アンドロイド、アップルでこういったJPKI以外のスマートフォンにある本人情報も使えるようになる。それを前提で、単純にJPKIの活用もそうですし、JPKI以外の活用も含めて使っていく。私がスマートフォン利用は重要だと思っているのは、カードの場合は暗証番号を入力しなきゃいけない、やっぱり結構手間ですよね。ただ、書面ではない本人確認にお

いては、スマートフォンの場合は生体認証を利用できることにしておりますので、生体認証を利用することで実用的にはより安全な運用が可能になると思っております。そういったことも含めて、やはりスマートフォンの積極的な利用は必要ではないかと思っております。

最後に、ICカードにつきましては、そのICカードにどのような情報が格納されていて、それを認証によってどういう認証の仕組みで取り出すかということを精査しないと、単にICカードの情報をパスワードで取り出すだけの場合、場合によっては偽造されたり、セキュリティが保てない場合があるので、単にICカードを利用するというにとどまらず、それがどういう仕組みで出されるのかというところもしっかり確認すべきだと思っております。

【大谷主査】 辻構成員からかなり有益な細かい情報も含めていただいたところです。mDLなどの規格を用いた確認方法ですが、対面と非対面両方使えるという認識で大丈夫でしょうか。

【辻構成員】 対面・非対面という意味では、結局、免許証のようなもの、あとは今のマイナンバーの券面表示といったものがスマートフォンに搭載されることになるんですけども、mDLの仕組み自体がそれを格納する仕組みでありますので、そのmDLをどう使うかということは、今後のスマートフォンに格納された本人確認情報をどう使えるようになるのかに依存しているのかなと思います。その仕組みによっては非対面でも利用可能だと思っております。

例えばJPKIに関しては、スマートフォンのJPKIは実際に対面で発行されたマイナンバーを、依拠とは違うんですけども、スマートフォンで利用できるようになっておりますので、それを非対面でも安全に利用できると。スマートフォンに格納された本人確認情報でも実現されているかどうかを見極めつつ、検討すべきかなと思っております。

【大谷主査】 補足説明をいただきましてありがとうございました。

沢田構成員、よろしく申し上げます。

【沢田構成員】 2点ほどコメントさせていただきたいと思います。

1点目はお恥ずかしい話ですけども、私は前回までの御議論と今回の事前の御説明を伺って、自分が大きな勘違いをしていることに気づきました。それは何かというと、携帯電話不正利用防止法の目的です。利用者保護ではなく、携帯を悪用した犯罪の防止だとい

うことはよく読めば条文に書いてあったのですが、そこを勘違いしてしまっていました。eコマース業界の近くに長くいるものですから、本人確認というと、なりすまし注文の被害から本人と販売事業者を守ることと思い込んでいたところがありましたが、それは本人認証であって、身元確認とは別の概念だと前回皆様から教えていただいたことも、目からうろこでした。

携帯電話不正利用防止法は身元確認に重点を置いた法律だと改めて認識しましたが、場面によっては本人認証が必要な場合もあると理解しました。目的が犯罪防止という点は同じでも、必要なアプローチはその2つによって多分違うと思いますので、対面・非対面を問わずに、場面ごとに、どういう目的で何を確認したいのかという区別を明確にしたほうが良いのではないかと、そうでないと、どの方法を推奨して、どの方法はNGとしたらよいのかという判断がなかなかできない可能性があると思いました。

代替手段や簡易的な方法をどこまで認めるかという議論は、実務の実態を見ながら段階的に考えていく方針でよいと思っていますが、現時点で理想と考えられる方法はこれ、というものはある程度明確にさせていただいたほうがよいのではないかとというのが1点目です。

2点目も似たような話ですが、目的を明確にということを利用者の視点でも申し上げたいと思います。消費者からすると、免許証でもマイナンバーカードでもパスポートでも、誰彼構わず見せたいというものではないです。見せろと言われたときに、何故必要かとか、この書類のどの部分を見ているのかということ時々聞いてみたりしますが、まともに答えが返ってきたことはあまりないです。

総務省の解説やQ&Aを見ても、事業者向けに、どれだったらいいとか、どういうものが代わりになるとか、howの部分はたくさん書いてありますが、なぜそれが必要かということ、whyについては全然書いていないという印象を受けています。

利用者としては、対面で渡した書類を、奥に持って行ってコピーを取られるのも嫌な感じがしますし、その後何に使うのか、誰と共有するのか、悪用の危険はないのか、安全に保管されるのか、いつまで保管されるのか、そういったことを携帯ショップであっても、金融機関の窓口であっても何一つ教えてもらえていないという気がします。

説明してほしいことは、まず目的です。ストレートに言えば、対面も非対面も共通と思いますが、「あなたが実在の人物である」と確認するのが一つ、もう一つは、「もし今後この携帯を使って犯罪が起こった場合は警察が捜査するから、契約者であるあなたにたどり着ける情報を記録しておく必要がある」と理解しました。利用者に対しても、お客様を犯

罪者扱いするのは抵抗があるかもしれないですが、そういったことを、対面であれば店舗の窓口、非対面ならウェブサイトできちんと説明していただくことで、利用者にとっても制度への理解は深まるのではないかと思います。

コピーじゃ駄目ですかと聞いたとしても、ルールが変わったので駄目なんですではなく、偽造されていないことの確認が必要なのでコピーでは駄目なんですと説明していただきたいです。券面に書いてあるマイナンバーが必要なのではなく、中のICチップを読みたいんですとちゃんと説明していただいたほうが良いと。利用者の立場から考えていることを申し上げました。

【大谷主査】 沢田構成員から2つの視点での御発言をいただきました。ありがとうございます。今の御質問というか御意見の中で、本人確認書類のこれは取得、それから保存の目的をかみ砕いて今御説明いただいたところですけども、そのような理解を共通のものとして差し支えないかどうか、事務局からコメントをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【小澤利用環境課課長補佐】 沢田先生、ありがとうございます。御指摘のとおり、携帯電話不正利用防止法の目的自体がそういった不正利用の防止、契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的とすると書いておいて、おっしゃるとおり、犯罪への悪用といったそういうところでも警察庁と共管になっていて、契約者確認の求めの制度もありますので、不正利用を防止するためにきちんと身元を確認して予防しましょうと、そういう発想だということでは同じだと思います。

【大谷主査】 ありがとうございます。その前提でこれからも話を進めていただければと思っております。

【沢田構成員】 ありがとうございます。

【大谷主査】 そうしましたら、ほかの構成員からも御意見をいただきたいと思います。それでは鎮目構成員、お願いいたします。

【鎮目構成員】 先ほどは事務局から大変詳細な御説明をいただきまして、どうもありがとうございました。1点、意見というか、問題意識があるんですけども。

御説明の中で自然人の本人確認方法について、非電子的方法をどうするかという問題提起があったかと存じます。確かにマイナンバーカードによる本人確認方法が何らかのやむを得ない理由によって利用できない方がおられる場合を考慮いたしますと、非電子的方法について、これも残さざるを得ないのではないかと問題意識は理解できるところでござ

ざいます。

しかし、本人確認書類がそもそも偽造されるリスクが非常に大きくなっているということを伺いましたので、そのことを踏まえたと、非電子的方法が厳格な本人確認、新たな本人確認の抜け穴になることは防ぐ必要があるかと存じます。したがって、そのような考え方に基づいて本人確認方法を厳格化するのであれば、非電子的方法はあくまで例外であって、電子的な方法を取れないやむを得ない理由がある場合に補充的に利用できる方法であるという位置づけを明確にしたほうがよいのではないかと思います。

いいアイデアがあるわけではないですけれども、何か補充的な手段であることを確認するような手続の在り方を考えるべきではないかと思います。非電子的方法を希望する顧客がいる場合に、どのような理由があるから電子的方法を取れないのかということについて一定の説明を求めて、ちょっと威圧的かもしれませんが、書面への記入を求めるとか、そういったことが考えられるでしょうか。その辺りのことを検討したほうがいいのではないかと思いますというのが私の意見でございます。

【大谷主査】 貴重な御意見をありがとうございました。今回の資料の中で一番難しいところがこの4ページのところの非電子的な方法ということですが、代替手段を例外的なものとするのは恐らく今回の構成員共通の認識だと思います。それが例外的なものなので、どのような補充的な手続を定めるのかといったところについてはいろいろな考え方があって、単純に署名していただければいいのかということ、必ずしもそうも言えないところもあると思いますので、この点についてアイデアがありましたら関連の御意見としていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、今、事実上、こういった非電子的な方法でどのぐらい本人確認が行われているのかといった実態については、例えばオブザーバーで参加していらっしゃる警察庁などでは何かデータをお持ちでいらっしゃるのでしょうか。

星構成員、よろしく願いいたします。

【星構成員】 ありがとうございます。全くの素人の考えではあるわけですが、やっぱり今、鎮目先生から御指摘があったところは私も全く同感であって、先ほどのどうしても低きところがあればそこに集中してしまうという話、これはいろんなほかでの事業者さん同士のレベルを合わせるべきだということでもあったと思うんですけども。

本当に非対面式ということであれば、複数の書類といいますか、そういうものを提出していただく必要があるとか、やっぱり電子的なものを使えないんだけれどもどうしてもそ

れをもって本人確認させてくれということであれば、これも確かに利用者をどこまで疑うのかという話とはつながってくると思うんですけれども、やっぱり複数の、種類を異にするものを提出していただく形で、一個二個偽造した書類を利用してフェイクのものをつくろうというインセンティブをなくしていくと。逆にそういう形でお願いしたいという方には一定の御負担をいただくといったことはやっぱり考えていかざるを得ないのかなというところもあろうかと思えます。

もう一つ、関連するかどうか分からないですけれども、先ほど沢田先生からもお話があったように、非電子式のもので例えば運転免許証のコピーを取るみたいなことだと、そのコピーをどういうふうに保管するんですか、どういう場合にどういう形で使うんですかといったところでそれなりに疑念を持たれる方がいるかもしれないので、先ほどしっかり説明するよという話がありましたけれども。

やっぱり電子的な方法ということであれば、これは電子情報であるからそう簡単に、現場の店員さんなり従業員さんなりに変なことを考える人が出てきたとしても、悪用されることはないだよみたいな形で、そういったところで電子的なものに切り替えていただくことのメリットといいますか、そういったものも併せて、何とかそちらのほうに切り替えていただくように促していくといいますか、そういったこともあり得るのかなと。

場つなぎで発言させていただきました。

【大谷主査】 星先生、場つなぎしていただきましてありがとうございました。いずれにしても、非電子的な代替手段ということは多少ハードルを上げて、例外的な方法であり、抜け穴にならないような手当をしなければいけないというコメントをいただいたものと理解いたしました。

【藤枝オブザーバー】 警察庁の藤枝でございます。

電子的・非電子的というところでの御質問でしたけれども、警察で把握しておりますのは、実際に悪用された携帯電話がどのように契約されていたかというところを把握しておりますので、そういう意味で言いますと、ほぼ全部が非電子的な確認であると。電子的な確認ですと契約した人が誰かは確実に把握されてしまっているので、悪意の契約者はほぼほぼ全員、非電子的な契約方法を選ぶということになってございます。

【大谷主査】 ありがとうございます。貴重なコメントというか、悪意の方は皆さん、非電子的な方法で抜け穴を目指してくるということですね。

【藤枝オブザーバー】 ただし、最近は例えば多重債務者に、代わって契約をさせて、

そしてそのままSIMごと横流しを受ける契約の形態もございますので、そうなってくると電子的な方法で契約することもこれからはもしかすると増えてくる可能性もあるのかなとは考えます。

【大谷主査】 ありがとうございます。そうしますと、本人確認という意味ではまさに本人ではあるけれども、その後、本人じゃない者に譲渡されるケースということで、本人確認のやり方を幾ら電子的なものにやっても、それで必ずしも完璧ではないというコメントをいただいたところです。どうもありがとうございました。

山根構成員、よろしく願いいたします。

【山根構成員】 今の非電子的方法に関する論点についてのコメントになります。他の構成員の方が御指摘いただいたとおり、非電子的な方法が抜け穴にならないように、例外的な位置づけにすべきという方向性については私も同感でございます。

他方で、なかなか電子的な方法が使えないんだということを証明するのは非常に難しいのかなとも思っておりまして、基本的にはどうしても申告ベースでの判断にならざるを得ないのではないかなとも思ったところです。

なので、それを踏まえて非電子的な方法として、単に本人確認書類の提示を受けるだけではなくて、現状は提示プラス転送不要郵便を送る方式もありますけれども、そういった方法で追加的な措置を取るような対策が考えられるのではないかなと思った次第です。

【大谷主査】 ありがとうございます。仮に御本人が原本を持参された場合でも、転送不要郵便はやはり重ねて手続としては必要とするというやり方で、念には念を入れるということですね。これは、対面であっても同様の手続を必要とすることを述べられたものと受け止めて大丈夫でしょうか。

【山根構成員】 はい、おっしゃっていただいたとおりです。

【大谷主査】 ありがとうございます。中原構成員、よろしく願いいたします。

【中原構成員】 私は前回欠席いたしましたので、前回の議論の内容について把握しているわけではないですが、事務局から提供していただいた現時点までの議事録をもとに、自分なりに理解していきたいと考えている次第です。

その前提で、今回の事務局資料でまとめられている構成員の方々、プレゼンテーションをしてくださった事業者の方々の御意見に基本的に賛同しておりまして、携帯電話不正利用防止法の本人確認の見直しに当たり、マイナンバーカードの公的個人認証を推進して、これを中心的な手段としていくべきだということ。それから対面・非対面を問わずに、ま

た自然人か法人の代表者等かを問わずに、公的個人認証を拡充していくべきということ。さらに既契約者の本人確認の手段としての活用も検討すべきこと。他の事業者への依拠の仕組みを導入するに当たっても、公的個人認証で本人確認を実施済みであることは一つの指標とし得ることは検討し得るかということを検討すべきことなど、いろいろと共感を覚えるところであります。

他方、デジタル技術による本人確認の推進に当たって、事業者に対する支援であるとか、利用者、とりわけ高齢者に対する支援も真剣に検討すべきだということ。また、デジタル技術、電子的な方法による本人確認の推進の一方で、非電子的方法による本人確認も残さざるを得ないということなど、様々な制度的な課題がある点についても、異存はないところであります。

私が何か皆様に提供できる有益な知見はなかなかないですけども、強いて挙げるとすると、この4月からデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について法制審議会で議論が始まっており、私自身もそこに幹事として参加しています。御承知のように、遺言は法律で定められた方式にきちんと従っていなければ有効なものとして認められない。現行法上、自筆証書遺言という方式が認められていて、そこでは遺言の全文、日付、署名を自署して押印することが必要とされていますが、これらの代わりにデジタルな方法を認めることはできないだろうか議論されているわけです。

これもご承知のことかと思いますが、自筆証書遺言で全文自署が必要とされているのは、遺言者本人が作成したという真正性の要請と、遺言者が自らの意思で作成したという真意性の要請を満たすためでありますけれども、仮にデジタルの作成手段を認めた場合にこれらの要請を満たすことができるのか。具体的には、たとえば、遺言書の内容をパソコン等で入力して電磁的記録として、そこに電子署名を付すというような方式。マイナンバーカードの活用がここでも念頭に置かれているわけではありますが、それで十分か、それともさらなる本人確認の手法が必要なのか。例えばそういうことが問題になっています。

まだ議論が始まったばかりですけども、マイナンバーカード、電子署名ということになると、確かに便利ですが、遺言制度の典型的な利用者である高齢者は家族にマイナンバーカードを預けてパスワードも教えてしまうことが多いのではないかと。そうすると、電子署名を付すだけでは、真正性・真意性の担保の方法、言ってみれば本人確認の方法としては不十分なのではないか。だから何らかの手段、例えば録音録画の添付だとか、生体認証技術の利用であるとか、証人の立会いであるとか、そういった方法を組み合わせて補完す

る必要があるのではないかと、そういうことが議論されることになっていくと思います。

デジタル方式の遺言におけるその真正性・真意性の確保の問題と、今回のSMS不適正利用対策としての携帯電話利用に当たっての本人確認の問題とでは、確かに問題の性質は大きく異なっていて、遺言は法律行為の有効性の判断の問題であるのに対して、携帯電話の本人確認は契約締結のプロセスの問題である。また遺言は遺言者の財産全体を対象とし得るものであるのに対して、携帯電話利用は携帯電話の契約の局面にすぎない。さらには、そもそも遺言は本人の意思をどう実現するかの問題であるのに対して、携帯電話の不正利用防止は犯罪防止という公益の観点からの規制の問題である。そういう様々な違いはあるので、直接に示唆を与える性質のものではないとは思いますが。

ただ、法律行為とか契約に際しての本人性の確認という大本の点は異ならないわけで、携帯電話の利用の局面では、恐らくは遺言作成の局面について検討されているような大がかりな方法までは要求されない。それよりも、柔軟に事業者にとって負担とならないような方式で本人確認をすればよいことにはなると思うんですけども、それでは具体的な落としどころがどこなのかという問題はやはり付いてまわるのではないかなと思います。そういう大きなレベルでは、遺言の問題と共通するところもあるかなと思った次第です。

その観点から言うと、まずは現行の施行規則上、対面でのマイナンバーカードの提示であるとか、非対面での電子署名に係る電子証明書の受信による方法は認められていまして、それ以上の補完的な手段は要求されない。それは契約締結事務の円滑性を考えれば当然のことだとは思いますがけれども。将来的に特に非対面の場合について、遺言の場合の家族による冒用ではなくて、むしろ盗難とか紛失のケースが問題なのかと思いますけれども、マイナンバーカードの悪用の可能性は全くゼロというわけではないと思いますので、注意は必要なのかなと思います。

同じことは既契約者と契約を締結する場合、あるいは公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者への依拠を認めた場合に、本人認証として改めて公的個人認証に依拠する、マイナンバーカードを使うことができるかというような問題についても言えるのかなと思います。

より大きな問題としては、先ほどから議論があるとおりの、非電子的方法による本人確認方法をどう位置づけるのか。原則としてデジタルの電子的な方法によるとするのか、それとも並列的な方法として位置づけるのかという問題は今後の大きな課題であると認識しています。遺言の場合はデジタル方式が認められたとしても、現行の自筆証書遺言の方式は

残ることになりますけれども、その前提にはやはり全文自署というアナログな方法に対する信頼感があります。要するに、誰が書いたかということ判断できることが重要であるという、そういう規律自体の目的があるんだと思います。

それに対して、携帯電話利用に当たっての本人確認は、契約しようとしている人、まさに申込みをしようとしている人が本人なのかということが問題になってくるわけで、遺言ほどの厳格さは要求されないものと思います。ただ、電子的方法・非電子的方法、両方があるときに、その一方が他方に劣ることはやはり避けるべきなんじゃないか。今回、非対面の方法として原本プラス転送不要郵便という非電子的なものは残っていますし、対面でも非電子的方法による代替を検討する必要性が指摘されていますけれども、これが他の方法、電子的な方法と比べてどうなのかということは常に検証していく必要があって、デジタルに対応できない利用者層やケースのために残しておく必要はあるものと思います。本人確認方法全体に要求されるレベルとの関係で、場合によっては私も例外的なものとして位置づけて運用することはあり得るのではないかなと思います。

遺言の場合はアナログのほうが強いですが、今回の局面ではデジタルのほうが強いということなので、逆にアナログの方法をどういうふうに位置づけるのが問題になるのかなと思っております。

いろいろと誤解が多く含まれているかもしれませんが、ぼんやりとしたコメントで恐縮でありますけれども、以上です。

【大谷主査】 大変示唆に富んだコメントをいただきましてありがとうございます。辻構成員からも挙手いただいておりますので、よろしくお願いいいたします。

【辻構成員】 非電子的方法に関して皆様の議論を聞いていて、逆に私は非常に安心したところです。セキュリティーの専門という分野からお話しさせていただくと、前もお話しさせていただいたかもしれないですが、安全であることと安全であろうということは非常に別のものであると判断します。どうしてもやむを得なく非電子的方法を認めざるを得ないのかなと私は思っていたんですけども、皆様が例外的な位置づけでとおっしゃっているのは非常によい議論かなと思っておりまして。ただ、それをどう実現するのかは確かに難しいのかなと。

一方で、これはあくまでこの検討会は法律につながる議論ですので、こういった発言に意味があるのかは別ですけれども、どうやって確認されたかという方法を記録しておくこ

とも一つあるかなど。つまり電子的に確実な方法で本人確認しましたというものと、非電子的なもので確認しましたというものを、区別できるようにしておくことに意味がもしかしたらあるかもしれないと思いましたので、コメントさせていただきました。

【大谷主査】 ありがとうございます。本人確認の方法として何をどのように使ったかということは当然記録し、保存されるべき内容なのではないかと考えます。

あと、先ほどの中原構成員からの遺言についてのデジタル化ということですが、AIのディープフェイクが可能な時代になってくるとますますそのデジタル化の難しさが出てくるのかなと思ひまして、非常に難しい御検討を法制審議会でなさっているんだと感じました。また折に触れて御紹介いただくような機会があればと考えております。よろしく願いいたします。

それではいろいろなテーマ、どちらかというとなんて非電子的な方法のところにはフォーカスした形で議論を進めてまいりましたけれども、以前非常に盛り上がった議論として、資料でいきますと6ページの依拠についても、議論を重ねていければと思いますが、いかがでしょうか。

話のつなぎにお話をしておきますと、私が所属している企業は金融機関のグループにあるんですけども、やはり依拠という犯収法の手続を利用する場合であっても、その依拠元が本当に本人確認を擦り抜けるような偽造のものを使われてしまうケースや、あるいは本人はまさしく本人なんだけれども、いわゆる闇バイトみたいなことで本人のものを使っているようなケースもあって、依拠されてもなかなか厳しいのではないかみたいな意見をいただくこともありますので、少しこの辺りについても議論したいと思ひます。辻構成員、よろしく願いいたします。

【辻構成員】 依拠に関しては、私は当初よりレベル感の話をさせていただいていたと思ひますけれども、その依拠のレベルはやっぱりしっかり何らかの定義をする必要があって、例えばどこどこまで確認できているとか、何々をもって確認したとか、依拠される側がどのレベルで確認を行って、依拠する側が何を求めているか、そのレベル感が合っているときだけ依拠をするとか、そういった基準づくりがやはり重要であるんじゃないかと。

また、公的個人認証で確認済みであることの確認が前回御提案されましたけれども、公的個人認証で本人確認済みの事業者を依拠する場合は、その事業者はどの基準レベルで行っているのか、レベルを何らか定義し、それを設定し、それぞれがどのレベルで行われているかを確認するプロセスを入れるべきなのではないかと思ひております。

【大谷主査】 コメントありがとうございました。私も共感する内容かと思います。

そうしますと、決済手段のクレジットカードの本人確認への依拠という書き方ではなくて、クレジットカードの本人確認の何を確認したかをもって依拠できる場合とそうでない場合が一応理論的には考えられると。そういう整理になるのかなと思います。

【辻構成員】 そのように考えております。

【大谷主査】 ありがとうございます。ほかの論点でも結構でございます。沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。依拠につきましては、どれが大丈夫でどれが駄目とかという知見は全く私にはないのですが、今の辻様のレベルのお話はよく理解できました。

依拠する側と依拠される側のレベルがそろっていればよいという、民民の話であればそういうことなのかなと思う一方で、今回は行政規制なので、やはり最低ラインは定めていただいたほうがいいのかなど。もし、客観的な指標で技術的に示せるのであれば、求められる最低レベルを明確化する必要があると思いました。国際規格のようなものがあればベストですが、とはいえ、省令に技術基準をそのまま書くのは、中立性や将来変更があり得ることからすると、あまり適切ではないと思いますので、Q&Aなどで考え方が示せるとよいのかなと。場面によって異なるのかもしれないですが、例えば依拠する場合にはこのレベルを依拠元に求めるということが書かれるといいなと思いました。

それともう一点、依拠とは違う話ですけれども、技術基準で指標を表現していただきたいということでもう一点申し上げますと、本人確認の証明書の写しの保存を求められる場合には、セキュリティーの要求レベルも、今回の話とは少し違いますけれども、定めることを御検討いただきたいと思いました。

【大谷主査】 ありがとうございました。そうしますと、技術的な中立性などにも配慮しつつ、何らかの基準を明確に定めていくことについては多分異論がないところではないかと思います。現在の犯収法の規定がそれに横並びにすればそれと同等の状態になるのか、それともそれに何か上乘せの規律を要求することになるのかという点では、そこをクリアにしておく必要があるのかなと思っております。

事務局から見て、何か議論が足りないというか、ここに意見が欲しいというところがありますか。

【小澤利用環境課課長補佐】 非電子的方法の話と依拠の話とを御議論いただいてありが

とうございます。

対面での本人確認で電子的なところをどういうふうに求めていくか。基本的な路線としてそういうものを求めるべきだということは皆さん御理解いただいたと思うんですけども。最初に辻先生から、今、マイナンバーカードがiPhoneに載るのはこういうことだよという御紹介もいただいたので、もしかしたらそれで足りているのかもしれないですけども、もし御意見があればというところでしょうか。

【大谷主査】 ありがとうございます。確かにそこは辻先生から御意見をいただいたにとどまっておりますが、iPhoneの話というとすぐじゃないので、スケジュール感的にどうなのかなというところはあるんですが。

【小澤利用環境課課長補佐】 アップルのプレスリリースでは来年の春の後半と書いてありました。

【辻構成員】 恐らくゴールデンウイーク明けを目指されているのではないかと想定されます。

【大谷主査】 来年の春ということだと非常に微妙なタイミングではありますが。そこで技術的な仕様とかレベル感が明確になれば、これはコスト的にも、あと利用される事業者や契約を申し込む本人の方にとっても非常に労力をかけないで本人確認が可能な方法になりますので、有益な選択肢の一つだろうということで御意見をいただいたところです。

ほかの観点からもこの対面の場合の課題などを御指摘いただけるようでしたら御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。山根構成員、よろしく申し上げます。

【山根構成員】 この対面での電子的な確認方法については、ここまでもお話がありましたとおり、スマートフォンに格納された本人確認情報を活用する方法が将来的には主流になっていくことを期待したいなと思っているところではあります。制度的にはここに挙げられているようなICチップを読み取る方法であるとか、電子証明書を確認する方法も十分に認められていいのではないかなと思っております。

ICチップを読み取る方法については、事務局の説明の中でも真贋判定機を使うケースにおいて、ICチップに記録されているかどうかだけを見るのか、あるいは中身もきちんと見るのかみたいところで確認のレベル感に差があるということもございましたので、その辺りはICチップを読み取る方法というときにも一定の確認のレベル感確保する、何らかソフトローレベルでの話なのかもしれないですけども、そこはきちんと確保できるようにしたほうがよいのかなと思いました。

感想めいたコメントになりましたが、以上です。

【大谷主査】 ありがとうございます。確かに私も真贋判定機についてよく分かっていないですが、中身は見なくて本当に大丈夫なのかなということは思うんですけども、この辺りは誰がお詳しいでしょうか。

【小澤利用環境課課長補佐】 前回のDIPC、日下さんの資料にも若干あったんですけども、真贋判定機はいろいろありまして、キャリアのショップでも導入されているものがあるんですけども、チップの中身まで全部見て確認するパターンもあれば、すごく簡易なものもあると聞きました。単にICチップを読むだけでなく、突合するとかは入れなきゃいけないかなと思ってます。どういうものが実際市場であるのかということまで把握しているわけではありません。

【大谷主査】 真贋判定機というものもいろいろあるので、レベル感を問わず真贋判定機を使っていたらよいということではなく、やはり中身をちゃんと確認できるものにしましょうねというような、ICチップの読み取りについてもある程度具体的に示したほうが確実な確認方法になるのではないかと、それがこのワーキンググループの意見ということになるのかなと思います。

一番簡単なのは、スマホとマイナンバーカードの組合せで実際に操作してもらうのが安価で、多少時間はかかるかもしれないですけども、やりやすそうな方法だなとは思っております。

【小澤利用環境課課長補佐】 補足で、さっき券面事項表示ソフトウェアというものが配布されていますと申し上げたんですけども、PC用になっていまして、これのスマホ版みたいなものができないかということはデジタル庁さんで検討されているとは聞いていますので、その辺りも活用されることもあるかなと思います。

【大谷主査】 ありがとうございます。それでは非対面・対面、非電子的な方法については、チップを読み取ればいいというのではなくて、そのチップの中身もちゃんと確認できる方法でなければいけないとか、非電子的な方法が抜け穴にならないように、それを例外として、よりハードルの高い手続をこれからも継続するとか、ワーキンググループとしての統一の見解に近いものが幾つか出てきているのではないかと感じております。

ほかの論点も含めていかがでしょうか。

つなぎにお話をしますと、やはり犯収法と携帯電話不正利用防止法等の本人確認の手続はちょっと時差があったり、内容に若干の違いがあったりということで、本人確認の目的

などについては基本的に同じでありながら、別々のルールをそれぞれに規定するのは何となく非効率なところがあって、何か本人確認に関する一般的な法律があってそれに基づくようなやり方が取ればいいのではないかなという、愚痴のようなことを事務局に漏らしたりしたこともあるんですが、今すぐの実現できることではないと思いますので、今回の法律の内容についての改正案につながるアイデアをいろいろいただければと考えております。

それでは今日の論点、それから今日お話しただけなかったコメントや感想のようなものでも結構でございますので、追加の御意見、御質問などがありましたら6月12日、水曜日までに事務局にお願いできればと思います。

それでは議論は尽きぬところというか、むしろ非常に難しくてなかなか一つの方向での意見をまとめるところまでいけないところではありますが、この辺りで検討を終了させていただければと思います。数々の貴重な御意見を様々な観点でお出しいただきましてありがとうございました。

それでは、次回会合等、事務局からの御連絡をお願いいたします。

【小澤利用環境課課長補佐】 皆様、本日は御議論いただきましてありがとうございました。次回会合は20日をめどに調整しております。また別途御案内をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【大谷主査】 以上で「不適正利用対策に関するワーキンググループ」の第5回会合を終了させていただきます。本日は皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。